

プロジェクト リース

項目 「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」－契約変更時における借手の会計上の取扱い

### 本資料の目的

1. 本資料では、リース手法を活用した先端設備等投資スキームに係る契約変更時における借手の会計上の取扱いについて、2014年9月16日に開催された第71回リース会計専門委員会委員等から示されたコメントを紹介し、実務対応報告において記述すべきと考えられる内容及びそれに関する方向性についてご意見いただくことを目的としている。

### 経緯

2. 9月16日の第71回リース会計専門委員会においては、参考資料1及び参考資料2として添付した資料及び実務対応報告の文案を基に、以下の論点について、事務局から説明を行い、審議が行われた。
  - 論点1～4（参考資料1参照）
    - ・ 論点1：取り扱う契約内容の変更の範囲
    - ・ 論点2：ファイナンス・リース取引かどうかの再判定
    - ・ 論点3：契約変更時の会計処理
    - ・ 論点4：変動型及びハイブリッド型のリース料を有するリース契約の契約変更から派生する論点
  - 割引率に関する論点（以下、本資料において論点5という。参考資料2参照）
    - ・ ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定において現在価値基準を適用する場合の現在価値の算定に用いる割引率
    - ・ リース資産とリース債務を将来のリース料の現在価値で計上する場合に用いる割引率
3. なお、審議事項(4)-2における文案は、各論点について現時点において事務局が考える今後の方向性（第5項、第10項及び第14項参照）に基づいて記述されている。

### 論点1～論点4

（9月16日開催のリース会計専門委員会において示された意見）

4. 9月16日開催のリース会計専門委員会では、事務局から、論点3の契約変更時の会計処理についてこれまで提案していた2法（参考資料1第15項参照）に対して、9月10日開催の企業会計基準委員会において複数の委員から1法（参考資料1第15項、第16

項参照)を支持する意見が示されたことを説明した。この点について、リース会計専門委員からは、以下のとおり、2法を支持する意見と、支持しない意見の双方が示された。

#### 1 法を支持する意見

- ✓ 論点2でA法(参考資料1第10項参照)を採用するのであれば、論点3で1法( $\alpha$ 法)が適切であるとの考えを明確に示した親委員会の委員に同意する。また、事務局は $\alpha$ 法は処理としては複雑と説明しているが、実際には $\alpha$ 法はそれほど複雑ではないと考えられ、複雑性をあまり誇張すべきではない。
- ✓ 財務諸表利用者の観点からは、本来は1法( $\alpha$ 法)が適切と考えるが、それ以外の処理を最終的に採用する場合には、本リース・スキームに限定した実務対応報告である点や金額的な重要性を考慮した点など、簡便的な処理を採用した理由を実務対応報告で明示すべきである。
- ✓ 理論的にはA法と1法( $\alpha$ 法)が適切であり、例外としてA法と1法( $\gamma$ 法)を認めるべきである。そうすれば割引率の取扱いもシンプルになるはずである。ただし、可及的速やかに実務対応報告を公表することが前提とされているのであれば、本リース・スキームのみを前提とすることを強調した上で、割り切った処理を行うことも考えられる。

#### 2 法を支持する意見

- ✓ ある大手監査法人によるIFRSの実務に関する書籍によると、契約変更時の会計処理としてはさまざまな方法が考えられるが、実務上はいわゆる2法が広く用いられているようにも記載されているので、本件は限定的な取扱いであることも踏まえると、A法と2法の組合せで良いと考える。
- ✓ 議論の当初はA法と1法の組み合わせが理論的かと考えていたが、その後の検討事項も考慮すると、今回の議論の範囲が限定的なこともあり、A法と2法の組み合わせが実務的な観点から良いと考える。
- ✓ 本件においては複雑性をなるべく回避する観点から、A法と2法の組合せで結論自体には賛成であるので、結論の背景での説明を改善してほしい。

#### その他の意見

- ✓ 論点2でA法を採用すべき理由として契約変更時におけるリース物件の見積現金購入価額の入手が実務上困難であることが挙げられていることから、契約変更時の会計処理として見積現金購入価額を入手できるケースまで規定するのは不要ではないか。

- ✓ 親委員会でも、本実務対応報告は、本リース・スキーム以外には影響しない点を明確にすべきというコメントがあったように、その点はしっかりと実務対応報告に記述すべきであり、また、割り切った処理を採用するのであれば、その根拠についても明確に記述すべきである。

(事務局が考える今後の方向性)

5. 論点3については、これまでに本委員会及び専門委員会で寄せられた意見も踏まえて、以下の理由から、原則として1法(α法)とし、例外的に1法(γ法)を容認することかどうか。
  - (1) ファイナンス・リース取引かどうかの再判定に関する論点2においてA法を採用する方向性であることを踏まえると、参照するリース期間という点では、論点3において1法を採用することが整合的であると考えられる。
  - (2) 上記のとおり1法を採用する場合において、契約変更時に生じるリース資産とリース債務の差額については、資産や負債として取扱うべきではないと考えられることから、当該差額について即時に損益として会計処理する手法(α法)を採用することが適切であると考えられる。しかしながら、本実務対応報告が本リース・スキームに限定した取扱いを示すものであることを踏まえると、実務上のより簡便な手法としてγ法の適用を容認し得ると考えられる。
6. なお、論点3において1法(α法かγ法かに関わらず)を採用した場合、後述の論点5「割引率に関する論点」(第7項以降参照)において、以下の2つの割引率にそれぞれ異なる利子率を使い分けることは不要となる。
  - ① ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定において現在価値基準を適用する場合の現在価値の算定に用いる割引率
  - ② リース資産とリース債務を将来のリース料の現在価値で計上する場合に用いる割引率

**ディスカッション・ポイント1**

(論点3：契約変更時の会計処理)

1法(α法)を原則とし、1法(γ法)を容認することについて同意するか。

## 論点5：割引率に関する論点

### ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定において現在価値基準を適用する場合の現在価値の算定に用いる割引率

7. リース適用指針における取扱いを踏まえると、論点2においてA法を採用した場合、用いられる割引率としては、次の利率が考えられる。
- 当初のリース取引開始日において、当該リース取引開始日から契約変更後の条件に基づくリース期間終了時までの期間（すなわち、契約変更時までに既に経過したリース期間と契約変更後の残存リース期間を合算した期間）について、借手の追加借入利率として算定される利率とする（以下、「x法」という）。
8. 上記のx法に対しては、契約変更時点において、当初のリース取引開始日時点の借手の追加借入利率を遡って見積もるために必要なインプットを入手することは困難な場合があるとの懸念が生じ得るかもしれない。その場合、より実務的な手法としては次のようなものが考えられる。
- (1) y法：契約内容の変更の結果としてリース期間が変更されたかどうかにより次のように取り扱う。
- ① リース期間が変更されない場合：当初のリース取引開始日において判定に用いた割引率とする（例えば、当初のリース取引開始日において、当初に借手が知り得た貸手の計算利率を用いていた場合、当該計算利率とする）。
  - ② リース期間が変更された場合：x法と同様に、当初のリース取引開始日において、当該リース取引開始日から契約変更後の条件に基づくリース期間終了時までの期間（すなわち、契約変更時までに既に経過したリース期間と契約変更後の残存リース期間を合算した期間）について、借手の追加借入利率として算定される利率とする。
- (2) z法：当初のリース取引開始日において判定に用いた割引率とする（y法におけるリース期間が変更されない場合と同様）。

### (9月16日開催のリース会計専門委員会において示された主な意見)

9. 9月16日開催のリース会計専門委員会では、次のような意見等が示された。
- ✓ 例えば、リース期間が3年から15年に延長された場合など、変更後のリース期間に対応した貨幣の時間価値や借手の信用リスクを考慮しない割引率を使用するのは適切ではないので、割引率として当初のリース取引開始日における新たなリース期間に対応した借手の追加借入利率を用いるx法を支持する。
  - ✓ 貸手の計算利率と借手の追加借入利率との間には実務上大きな差異があることが多いので、x法の適用によるインパクトを懸念する。

- ✓ 理論的には、割引率として、契約変更時の借手の与信コスト相当と見られる率を使うことが適切と考えられるが、実務的には当初の割引率をそのまま使用する（上記z法に該当）などの対処が必要になるかもしれない。

**（事務局が考える今後の方向性）**

10. ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定において現在価値基準を適用する場合の現在価値の算定に用いる割引率としては、x法を用いることでどうか。

**リース資産とリース債務を将来のリース料の現在価値で計上する場合に用いる割引率**

11. 論点2におけるファイナンス・リースかどうかの再判定において参照する期間と、論点3における会計処理において参照する期間とが異なる場合には、リース資産とリース債務を将来のリース料の現在価値で計上する場合に用いる割引率は、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定において現在価値基準を適用する場合の現在価値の算定に用いる割引率と一致しない可能性がある。
12. そこで、論点2においてA法を採用することを前提とすると、論点3において2法を採用する場合に当割引率の論点の検討が必要である（第6項に記述のとおり、論点3において1法を採用する場合に当割引率の論点の検討は不要である）。

**（9月16日開催のリース会計専門委員会において示された主な意見）**

13. 9月16日開催のリース会計専門委員会では、次のような意見等が示された。
  - ✓ A法と2法の組み合わせを前提とすれば、ファイナンス・リースかどうかの再判定時に使用する割引率と契約変更時の会計処理に使用する割引率を使い分ける事務局提案を支持する。
  - ✓ 論点3で2法を採用すべき根拠は、1法（ $\alpha$ 法）が直観に反することや複雑性などの消極的な理由であり、契約変更時にあたかも新たな契約が締結されたと考えるのが適切であるわけではない。したがって、2法を採用するからといって、契約変更時に用いる割引率が契約変更後の残存リース期間に対応すべきとは直接つながらず、仮に論点3で2法を採用するのであれば、採用すべき割引率の論拠についての記載を再検討すべきである。

**（事務局が考える今後の方向性）**

14. 本資料の第6項に示した通り、論点3において1法を採ることを前提として、リース資産とリース債務を将来のリース料の現在価値で計上する場合に用いる割引率は、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定において現在価値基準を適用する場合の現在価値の算定に用いる割引率（第10項に示したx法による割引率）と同一とすることでどうか。

**ディスカッション・ポイント2**

契約変更後において借手が次のそれぞれの場合に用いる割引率について、どの手法を支持するか。また、また、その理由は何か。

1. ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定において現在価値基準を適用する場合の現在価値の算定に用いる割引率
2. リース資産とリース債務を将来のリース料の現在価値で計上する場合に用いる割引率

以上